

事業保障対策資金

経営環境の変化による資金需要の発生や連帯保証債務の返済費用、または売上低下に備えた資金があると安心です。

緊急予備資金

上記の事業保障対策と類似しますが、取引先の倒産や銀行融資のつでがなくなった場合など、予期しないトラブルに対処するべくある程度の運転資金が必要になります。

事業承継対策資金

事業継承時や相続時には納税資金を準備する必要があります。また、死亡退職金や弔慰金、退職慰労金の資源も確保するべきです。

福利厚生資金

従業員のための福利厚生を目的とした死亡保険だけでなく、退職時に支払われる退職金も高額になります。

経営者とその家族で必要になる資金

企業全体の保障と併せて経営者とその家族に対する保障も必要になります。

会社のトップである経営者（代表取締役）は会社全体の保障だけでなく、自らの死亡リスクや老後の生活費用についても検討するべきだと思われます。

遺族生活保障資金

経営者の遺族に対して、会社から死亡退職金や弔慰金を支払う必要があります。

長期療養資金

経営者が長期的な療養が必要になった場合の入院費や治療費などの保障に加えて、介護保険もあると老後の生活が安心になると思われます。

生活資金・退職金

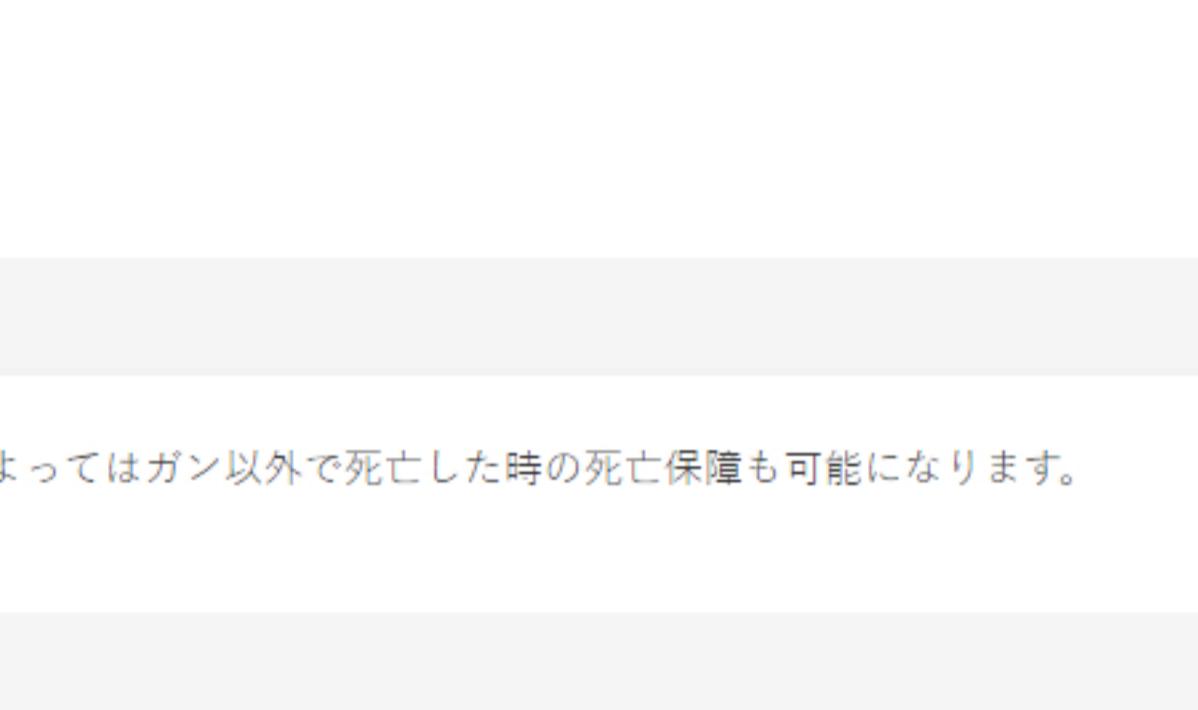
経営者の勇退後に支払われる退職金を老後の生活資金にしていくため、役員や従業員に対する保障と併せて資金準備を検討するのも良いでしょう。

従業員に対する保障と経営者に対する保障

役員や従業員を保障する法人保険

役員や従業員、または経営者を保障する法人保険の一例を以下表でまとめました。

医療保険については従業員に限らず経営者側も重要になり、経営リスクにも関与することであるため退職金準備などの目的と併せて利用するのが良いです。



養老保険

従業員が死亡した場合や高度障害状態になった場合に保険金が支払われます。

また、保険期間が満了した時も満期保険金を受け取れるため、退職金準備で活用できます。

ガン保険

従業員がガンになった場合、入院給付金や手術給付金、死亡保険金などが支払われます。また、商品によってはガン以外で死亡した時の死亡保険も可能になります。

重大疾病保障保険

重大疾病（ガン・心筋梗塞・脳卒中）に罹った場合に保険金が支払われる法人保険です。保障が手厚い分、満期保険金の支払いがない掛け捨てタイプになる場合があります。

長期障害所得補償保険

ケガや病気などが原因で、従業員が長期間働けなくなった場合において所得の一定額を保険金としてもらえるため、休業補償で有効です。

企業経営をサポートする法人保険

企業経営をサポートする法人保険は死亡保険に加えて、資産運用効果の高さに期待できます。

長期定期保険

長期にわたる死亡保険を受けられるだけでなく、財源準備（資産運用）や一時的な資金の貸付けも可能なプランがあります。

低解約払戻金型長期定期保険

通常の定期保険と比較して保険料支払満了前で受取れる解約返戻金の額は少なくなりますが、保険料を安くおさえられることや支払満了後の返戻率を高められるメリットがあります。

遡増定期保険

支払う保険料は一定で、受取れる保険金額が増額するタイプの定期保険です。長期的な経営計画に応じて適切に利用できると思われます。

加入する際の注意点

法人保険はメリット面だけでなく、経営を悪化させてしまうデメリット面も考えられます。

業績に見合った年払保険料を設定しないと積み立てできない可能性がある

法人保険を利用するデメリットとして、利益（益金）を保険料に使うため会社全体のキャッシュフローが悪くなることが挙げられます。

※キャッシュフローとは、得た収入から支出を差し引いて残った資金の流れを意味します。

一時的な節税は可能になりますが現金が減ってしまうため、突発的な支出が必要になった場合の対応が難しくなるでしょう。

したがって、想定外の経営トラブルや将来的なキャッシュフローの試算を考慮した上で、毎年確実に積み立てできる額の保険料を設定するべきです。



解約返戻金の返戻率が100%を切って損をするケースもある

長期定期保険において早期解約をしてしまうと、もらえる保険金（解約返戻金）が支払った保険料の総額より減ってしまう恐れがあります。

返戻率が100%以上になり得をするタイミングで解約返戻金を受け取るべきですが、そのためには法人保険の加入時でまとまった資金が必要になる時期を見定めて、事業計画に適合するプランを選択するべきでしょう。

解約返戻金をただ受け取るだけでは節税にならない

解約返戻金を単純に受取るだけでは節税にはなりません。

保険料の支払いによる節税では納税を後回りすることになるため、役員の退職金などで損金に計上させる支出計画を立てる必要があるでしょう。

また、節税効果が出る解約返戻金の使い方や損金の参入について判断が難しい場合も、お気軽にご相談下さい。